

諮問実施機関	：熊本県知事
諮問日	：平成29年10月16日（諮問第188号）
答申日	：平成30年7月26日（答申第147号）
事案名	：水俣病関係訴訟で熊本県知事が主張した内容に係る協議録等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申

第1 審査会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が水俣病関係訴訟で熊本県知事が主張した内容に係る次の から までの協議録等について平成29年5月31日に行った不存在による不開示決定のうち、及び から までに係る不開示決定は妥当である。

に係る不存在による不開示決定については、これを取り消し、対象文書の特定を適正に行った上で、改めて熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第11条第1項又は第2項の規定による決定を行うべきである。

「作為性」等との不適切な表現を、熊本県（以下「県」という。）はどのような考えをもって最高裁判所に提出したのか。このことに関しての記録等。（以下「本件開示請求1」という。）

を、本件訴訟以外に使用した訴訟名。（以下「本件開示請求2」という。）

「専門書等」を、県が「理由書」に使用するに当たっての協議録等。（以下「本件開示請求3」という。）

感覚障害の検査において、県が「作為性」等と判断した件数。（以下「本件開示請求4」という。）

「心因性や作為性によって違う判断ができる」に関しての、県における調査・研究記録。（以下「本件開示請求5」という。）

第2 諮問に至る経過

- 1 平成29年4月17日、審査請求人は、条例第5条の規定により、実施機関に対し、次のとおり行政文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

実施機関の諮問（諮問第161号「水俣病関係訴訟の上告受理申立てに当たって最高裁判所に提出した『上告受理申立て理由書（以下「理由書」という。』の記載事項に係る『根拠資料』等の不開示決定（不存在）に関する件」。以下「諮問第161号」という。）に対する熊本県情報公開審査会の答申（平成28年3月28日付け答申第121号。以下「平成28年答申」という。）において、実施機関は「一般に、感覚障害の原因の判

断が困難であることを説明するために、県の主張として記載したものであり、実際に感覚障害の検査を行う際は、本人の応答に頼らざるを得ないところもあり、心因性や作為性によって違う判断がでる可能性もあるということが専門書等にも書かれていることから、当該表現を用いたもの」との説明をした。

本件開示請求 1 から本件開示請求 5 までの開示を求める。

- 2 平成 29 年 5 月 31 日、実施機関は、保有する行政文書について対象文書の有無を検討し、本件開示請求 1 から本件開示請求 5 までについて、作成又は取得していないという理由から、不存在による不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）を行った。
- 3 平成 29 年 6 月 30 日、審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 6 条の規定により、実施機関に対して本件不開示決定を不服とする審査請求を行った。
- 4 平成 29 年 10 月 16 日、実施機関は、この審査請求に対する決定を行うに当たり、条例第 19 条第 1 項の規定により、当審査会に諮問を行った。

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件不開示決定の処分の取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書等によれば、おおむね以下のとおりである。

- (1) 理由書における「心因性や作為性」との記載は、上告申立人である熊本県知事（以下「申立人知事」という。）らが〇〇〇〇氏を「ニセ患者」と見なすものであって、この不適切な表現を記載できたのは、処分庁が不存在として不開示とした記録等、訴訟名などが存在したからなので、これを特定し、開示することを求める。
- (2) 本件開示請求 2 に関する行政文書の開示は、「作為性」等が記載された資料が他の訴訟に使用されたかどうかを知るためのものである。実施機関の弁明は、審査請求人が求めたものとはまったく違っていたので、新たな弁明を求める。
- (3) 「作為性」等に関して、「現在の一般的定説的な医学的知見からは、四肢末梢優位の感覚障害だけの単一の症候として呈する疾病は、救済法上の水俣病とは認め難い。確かに、四肢末梢優位の感覚障害のみからなる水俣病が存在するか否かについては、現時点で医学的に解明されておらず、それ故にその存在の可能性を完全に否定することはできないが、少なくとも、メチル水銀を原因物質とする特異的疾患としての水俣病であるとは医学的に認められるものではないのである。なぜなら、前述の

とおり、感覚障害が極めて多種多様な原因によって生じる非特異的な疾病であり、その半数以上が原因不明であるとされている上に、被検者の応答に頼らざるを得ないなどの検査手法の限界から」との主張ができたのは、本件開示請求 1 及び本件開示請求 3 に関する行政文書が存在したからなので、そうでなければ、申立人知事らが〇〇氏を「ニセ患者」と見なした不適切な表現を、理由書に記載することはできないことから、実施機関の弁明は、処分庁の情報隠しである。

- (4) 理由書は、「平成 3 年 1 1 月 2 6 日付の中央公害対策審議会の答申『今後の水俣病対策のあり方について』（以下「平成 3 年答申」という。）においても、著名な法学者や医学者等の統一見解として、『四肢末端の感覚障害を有する者について、個々に、その症候とメチル水銀曝露との間の関連性の有無を判断することは容易でない。』」とした。

同審議会が平成 3 年答申で上記のように記載していることからして、本件開示請求 4 及び本件開示請求 5 に関する行政文書が存在しなければ、申立人知事らは理由書に「作為性」等の不適切な表現を記載することができないことから、実施機関の弁明は、処分庁の情報隠しである。

- (5) その一方で、平成 3 年答申は「水俣病認定者以外の地域住民が、水俣病に関して助言や指導を受ける機会や、メチル水銀の影響に関して、自らの健康状態を正確に把握する機会はずしも十分とはいえなかった。」と指摘した。

「指導」を怠ってきたのは、国及び県であったにもかかわらず、申立人知事らが理由書に「作為性」等との不適切な表現を記載できたのは、本件開示請求 1 及び本件開示請求 3 から本件開示請求 5 までに関する行政文書が存在したからであって、そうでなければ、〇〇氏の人権を軽視するようなことはできないことから、審査請求人は、実施機関の弁明には到底承服できない。

- (6) 〇〇氏が提訴した裁判の第一審において、被告人熊本県知事（以下「被告人知事」という。）らが提出した「第 3 準備書面」には、「これまで述べてきた『疾患』を四肢末梢に優位な感覚障害と、『病因』をメチル水銀の曝露の事実とそれぞれ考えれば、このような感覚障害は何も水俣病のみに特有な症状ではなく、多くの原因によって生じ得るありふれた症状であるから、水俣病であると認めることはできないことは明らかである。」と主張した。

「ありふれた症状」との表現は、被告人知事らが全ての水俣病被害者を侮辱した許しがたい行為である。これは、「作為性」等との不適切な表現とまったく同じものであり、そこまでして、同知事らが〇〇氏の人権を軽視するのであれば、本件開示請求 1 及び本件開示請求 3 に関する行政文書が存在したはずであって、そうでなければ、このような恥ずべ

きことはできないことから、審査請求人は、実施機関の弁明には到底承服できない。

- (7) 理由書において、申立人知事らは「『(原判決は、) 感覚障害が他の原因によるものであることを疑わせる事情が認められない場合』といっても、そもそも感覚障害の原因が不明の感覚障害は全て水俣病と認定すべきことになる。しかし、そのような解釈は、救済法が、『医学に関し学識経験を有する者』(救済法20条3項)で構成される公害被害者認定審査会に対し、その学術・医学的な知見に基づいて『水俣病にかかっている』かどうかの医学的診断を行うことを委ねた趣旨にも反するものであり、原判決の解釈が誤っていることは明らかというべきである。」と、福岡高等裁判所判決を批判した。

原判決が当該趣旨に反するものであるのであれば、「作為性」等との不適切な表現は医学的な知見に欠けたものであることから、本件開示請求1及び本件開示請求3から本件開示請求5までに關する行政文書が存在しなければ、当該表現はできないことから、審査請求人は、実施機関の弁明には到底承服できない。

- (8) 平成28年答申において、実施機関は「作為性」等との記載に関する説明として、「本件訴訟における理由書の『心因性や作為性』との記載は、本件訴訟に係る認定申請者について述べたものではなく」とした。

「作為性」等との記載が、〇〇氏について述べたものでないのであれば、本件開示請求4及び本件開示請求5に關する行政文書は存在したはずであって、そうでなければ、当該説明はできないことから、審査請求人は実施機関の弁明には到底承服できない。

第4 実施機関の説明要旨

1 本件開示請求1について

「心因性や作為性の症状」との表現は、感覚障害の原因の判断が困難であることを説明するために理由書で使用したものであり、医学書に書かれているような、医学的にコンセンサスが得られている事実であることから、記録等は存在しない。

2 本件開示請求2について

本件開示請求1の文書を作成していない以上、本件開示請求2の文書も存在しない。

3 本件開示請求3について

医学書に書かれているような、医学的にコンセンサスが得られている事実であることから、協議録は作成していない。

4 本件開示請求4について

上記本件開示請求1のとおり、「心因性や作為性の症状」との表現は、

感覚障害の原因の判断が困難であることを説明するために理由書で使用したものであり、「作為性等」と判断した件数が分かるような文書は作成していない。

5 本件開示請求5について

医学書に書かれているような、医学的にコンセンサスが得られている事実であることから、県は調査や研究をしておらず、本件開示請求に係る資料は、存在しない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件不開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 本件不開示決定の妥当性について

(1) 本件開示請求1、本件開示請求3及び本件開示請求5について

実施機関は、本件開示請求1、本件開示請求3及び本件開示請求5に関する行政文書が存在しない理由について、第4-1、3及び5のとおり説明している。

実施機関が、「作為性」及び「心因性や作為性によって違う判断ができる」との表現を、医学書にも書かれているような、医学的にコンセンサスが得られた事実であると判断しているのであれば、それについて県は調査や研究をしておらず、記録等は存在しないとする当該説明は、特段不自然、不合理な点はなく、首肯し得る。

また、「専門書等」は医学書であり、これについても同様に、医学的コンセンサスが得られた文献であると判断しているのであれば、協議録等は作成していないとする実施機関の説明は、首肯し得る。

よって、本件開示請求1、本件開示請求3及び本件開示請求5に係る不存在による不開示決定は、妥当である。

(2) 本件開示請求2について

ア 当審査会において、実施機関に対して行政文書の特定について説明を求めたところ、次のとおりであった。

本件開示請求2に関する行政文書については、本件開示請求1で開示請求を求めている記録等を、本件訴訟以外に使用した場合、その訴訟名がわかるような行政文書を特定した。

イ これに対して、審査請求人は、「『作為性』等が記載された資料が他の訴訟に使用されたかどうかを知るためのものであり、求めたものとはまったく違っていた。」と主張している。

ウ 両者の主張から、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

開示請求書の記載内容を確認すると、当該記載からは、審査請求人がどのような行政文書の開示を求めているかは、必ずしも明確になっているとは言い難い。

そうであれば、実施機関は、本件対象文書の特定に際しては、審査請求人に対して本件開示請求の趣旨について確認したり、開示請求文言の補正を求めるべきであった。それにもかかわらず、実施機関が、確認したり、補正を求めたりすることなく、一方的に開示請求書の記載のみから判断して本件対象文書を特定したことは、不適切であったと認められる。

エ よって、実施機関は、本件開示請求 2 に係る原処分を取り消し、審査請求人が求めている行政文書を十分確認、把握した上で、改めて本件対象文書を特定し、開示決定等を行うべきである。

(3) 本件開示請求 4 について

ア 実施機関は、本件開示請求 4 に係る不開示の理由について、第 4 - 4 のとおり、「『作為性等』と判断した件数が分かるような行政文書は作成していない。」と説明している。

イ このため、当審査会において、実施機関に説明を求めたところ、次のとおりであった。

公的検診における感覚障害の検査では、感覚障害の有無のみを検査しているのであり、感覚障害があった場合に、その原因まで診断しているものではないため、「作為性等」と記録した行政文書はそもそも作成されていない。

ウ そこで、当審査会において、実施機関に、公的検診における感覚障害の検査結果を記録する様式の提出を求め、内容を確認したところ、当該様式には、実施機関の説明のとおり、感覚障害の原因を記載する欄はなかった。

エ 以上により、「作為性等」と判断・記録した行政文書は作成していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、首肯し得る。

オ よって、本件開示請求 4 に係る不存在による不開示決定は、妥当である。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断を左右するものではない。

3 結論

以上により、冒頭の「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

熊本県情報公開審査会

会 長 鹿瀬島正剛
会長職務代理者 井寺 美穂
委 員 立石 邦子
委 員 末松 恵美
委 員 中嶋 直木

審 査 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成29年10月16日	・ 諮問（第188号）
平成30年4月11日	・ 審議
平成30年5月9日	・ 審議
平成30年6月13日	・ 実施機関からの説明聴取及び審議
平成30年7月11日	・ 審議